

袴田康裕先生「コロナ禍における教会の課題を考える」に対する応答

2022年5月9日 澤 正幸

はじめに

講演の三つの主題

第一、 コロナが教会に与えた、また与えている霊的課題について。

第二、 改革派教会がコロナに対して行った対応について。

教会会議、会員総会の扱いの紹介。

第三、 国家権力の問題について。

憲法の緊急事態条項。

第一主題への応答

コロナは教会に「霊性の危機」をもたらしている。「霊性の危機」とはイエス・キリストを信じる信仰による、主との霊的（生命的）交りが弱められ、失われる危機である。キリストとの霊的交りとしての信仰や祈りは、御言葉の説教と聖礼典という恵みの手段を通して与えられ、養われ、保たれる。しかるにコロナによって「共同の礼拝」における説教や聖礼典が失われる状況は、教会に「霊性の危機的状況」をもたらした。

しかし、最も深刻なジレンマは、「霊性の危機的状況」を脱却する道が、御言葉の説教と聖礼典という恵みの手段の回復と保持にしかないのに、その肝心の恵みの手段が確保できないことにある。教会が霊的危機を克服しようとして、いくら御言葉の説教や聖礼典の「代用品」を探し求めたところで、所詮、それらは「代用品」に過ぎず、本質的解決にはなり得ない。オンラインの礼拝や説教についてそのことが言える。

主は恵みの手段として、御言葉の説教と聖礼典を定められるとき、それらを通して霊的交りを恵みとして賜るとの約束だけでなく、その約束の実現可能性をも添えて与えてくださる。万一、約束に添えて、その約束を主ご自身が実現される可能性が与えられないときは、主が私たちに特別な試練を与えておいでになるのであり、そこには主の摂理とご計画があると知るべきである。

私は N.T.ライトがコロナの危機の中でこそ、キリスト者と教会には使命があると語っていることを、主の摂理、ご計画として受けとめたいと思う。すなわち、嘆き祈り、新しい行動に生き、真の神がいまし、死を超えた永遠の希望があることを証することである。

第二主題への応答

紹介していただいた改革派教会の憲法委員会の見解は、昨年日本キリスト教会大会において信仰と制度に関する委員会が緊急事態のもとでの教会の対応例として紹介させていただいた。

ただし、目下のところ、日本キリスト教会大会常置委員会は、変則的に行われた大会であってもその決議を「仮決議」とはみなさないという見解を表明している。改革派教会が「中会・大会は対面で集まらない限り正式な決議はできない」とする理由、根拠は何か。私は二つだと思う。一つは実定的規則条文に拘束されること、つまり正式に改正手続きを取らない限り、規則に定めていないこと、規則に反することは認められないからである。もう一つの理由は、およそ教会会議の決定であれ、教会の規則であれ、すべて相対的であり、最終的なものではないからである。見直し、再検討の余地を残さない決議はないはずである。

第三主題への応答

憲法における「緊急事態条項」の議論に対して、教会は、教会自体が緊急事態にどう対処するのか、非常事態のもとで教会の法規則をどう運用するのか、それをアナロジーとして国家に提示することができる。

その際、教会が寄って立つ根本原理は、「緊急事態」、「非常事態」もまた神の支配の下にあるという信仰である。それゆえ、既存の法規則で対応できない場合も、教会が取る措置は神の支配のもとに置かれ、神の意志に拘束されなければならないということである。神の前での説明責任が残る。

この教会のあり方は、国家にも類比的に適用される。国家は人権的価値の保護を優先させることに拘束される。

終わりに

今回の協議、コロナ問題の検討の内容を文書で残して欲しい。私たちの協議の結果を後世の人たちが読めば、恐らく不十分さを指摘されるだろう。しかし、そのことは、裏返せば、何が取り組むべき課題として残ったかを、私たちの不十分な論議が結果として示すことを意味する。反対に、私たちが今、コロナについて何も後世に文書という形で残さなければ、次の世代に人々は、今回、私たちが遭遇したのと同じ混乱を繰り返すことになるだろう。

私は戒能信生氏が、「内村鑑三が再臨運動の中で、スペイン風邪の流行に続いて、関東大震災が起こり、それに満州事変が続いた事実を語った、その預言者的リアリティーは今なお失われていない」と記しているのを、ウクライナ戦争勃発の後、改めて読み直した。私たちの間に今、預言者的リアリティーは果たしてあるだろうか。